

# 説 明 書

平成 29 年 10 月 23 日

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部  
本部長 田中 伸和

「青山通り計画施設建築物基本設計等業務」の技術提案書提出に係る詳細は、下記のとおりです。

## 記

### 1 業務の概要

- (1) 業務名称 青山通り計画施設建築物基本設計等業務
- (2) 履行場所 東京都港区内
- (3) 業務内容  
青山通り計画施設建築物の建築設計、設備設計及び土木・造園設計に係る以下の業務を行うこととします。
  - ① 基本設計
  - ② 既存建物解体設計業務
  - ③ 工事費算定図作成業務
  - ④ 工事費算定に係る積算業務詳細については、仕様書（別添 3）のとおりとします。  
なお、仕様書及びその他別添資料については、交付資料となります。
- (4) 技術提案を求めるテーマ  
本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項とします。
  - ① 青山通り沿道の立地特性を踏まえた外観デザインの考え方の提案
  - ② 最適な複合用途建築物の空間構成の考え方の提案
  - ③ 事業性を考慮した建築計画の考え方の提案
- (5) 履行期間  
契約締結日翌日から平成 32 年 3 月 31 日（予定）  
（1 次指定）建築設計、設備設計及び土木・造園設計の工事費算定に係る積算業務を除く全ての業務の完了  
契約締結日翌日から平成 31 年 4 月 30 日（予定）
- (6) 発注者  
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
- (7) 資格要件及び選定基準
  - ① 技術提案書の提出者は、以下のイに掲げる資格を満たしている単体企業又は、ロに掲げる資格を満たしている設計共同体であることとします。
    - イ 単体企業
      - (イ) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
      - (ロ) 当機構の東日本地区における平成 29・30 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業務区分の認定を受けていること。

- (ハ) 当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
- (ニ) 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。  
(詳細は、当機構 HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等について→別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)
- (ホ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ヘ) 元請として受注し、平成 19 年度以降に契約履行が完了した業務 I の実績（※ 1）を有することとし、設計共同体であった場合は出資比率が 50%以上のものとする。

ロ 設計共同体

1 (7)①イ単体企業に掲げる条件を満たしている者（(イ) から (ホ) については全ての構成員に必要な条件、(ヘ) については代表者に必要な条件）により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 29 年 10 月 23 日付東日本都市再生本部長）に示すところにより、東日本都市再生本部長から青山通り計画施設建築物基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであることとします。

- ② 技術提案書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこととします。

イ 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
- (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ロ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(7)②イについては、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

- ③ 管理技術者（※ 2）は一級建築士であることとします。
- ④ 管理技術者及び主たる分担業務分野（※ 4）（意匠分野）の主任担当技術者（※ 3）は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していることとします。
- ⑤ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、それぞれ 1 名であることとします。
- ⑥ 管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこととします。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこととします。但し、土木主任担当技術者及び造園主任担当技術者は、管理技術者又は他の主任技術者が兼任することができるものとする。
- ⑦ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている業務（参加表明期限日時点で、本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。）が、原則として管理技術者は 5 件未満、各主任担当技術者は 3 件未満であることとします。

- ⑧ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、次の資格及び実績があることとします。

配置予定技術者	資格	設計業務実績
管理技術者	一級建築士(※6)	管理技術者又は主任担当技術者の立場で業務Ⅰ又は業務Ⅱ(※5)の実績があること。
意匠主任技術者	一級建築士	業務Ⅱの建築設計の実績があること。
構造主任技術者	構造設計一級建築士(※6)	業務Ⅱの構造設計の実績があり、かつ平成19年度以降に完了した建築基準法第20条第一号により国土交通大臣の認定を受けた設計実績があること。
電気設備主任技術者	設備設計一級建築士(※6)	業務Ⅱの電気設備設計の実績があること。
機械設備主任技術者	設備設計一級建築士	業務Ⅱの機械設備設計の実績があること。
土木主任技術者	技術士(総合技術監理部門又は建設部門)(※7)、RCCM(※8)、一級建築士のいずれかの資格	—
造園主任技術者	技術士(総合技術監理部門又は建設部門(都市及び地方計画、建設環境))、RCCM(造園、都市計画及び地方計画)のいずれかの資格	—
建築積算主任技術者	建築積算士、建築コスト管理士(※9)のいずれかの資格	「公共住宅建築工事積算基準」又は「公共建築工事積算基準」に基づく積算業務の実績を有すること。

- ⑨ 主たる分担業務分野(意匠分野のうち、積算に関する業務を除く業務。)を再委託しないこととします。
- ⑩ 同一の者が単体又は共同体の構成員として、複数の参加表明書を提出しないこととします。
- ⑪ ○○分野、△△分野において、参加表明書及び技術提案書の提出者又は協力事務所(再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。)が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこととします。
- ⑫ 業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が当機構の建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格者である場合には、当該協力事務所が当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域

とする指名停止を受けている期間中でないこととします。

⑬ 再委託

再委託の取り扱いについては、次の例のとおりとします。

	基本設計	工事費算定
再委託不可の内容	①企画・構想立案のマネジメント ②設計の中核となる図面の作成 ③打合せ及び内容説明	①設計の総合調整マネジメント ②設計の中核となる図面の作成 ③打合せ及び内容説明
あらかじめ承諾を得て再委託できる業務※	一部専門分野の業務 [例] ・積算 ・電気 ・機械 ・土木 ・造園 ・構造 など	一部専門分野の業務 [例] ・積算 ・電気 ・機械 ・土木 ・解体 ・造園 ・構造 など
特に承諾を要しない業務	補助的な業務（軽微なもの） [例]・コピー、印刷、製本、資料収集、要約といった簡易な業務 ・トレース業務、模型製作、パース作成、写真撮影 ・計算（日影、省エネルギー関係、防災関係、テレビ電波受信障害シミュレーション） ・データ入力（CAD、電算）	

※ 建築設計業務請負契約書第 12 条第 2 項の規定により、一部専門分野の業務（構造設計、設備設計（積算含む）、建築積算、土木設計（積算含む）、造園設計（積算含む）、診断業務等）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ仕様書別添資料様式-2 により再委託等願書を提出し承諾を受けなければならない。

※ 再委託先の資格要件、実績要件については、仕様書（別添 3）参照のこと。

⑭ 設計共同体の場合は、以下の要件を満たしていることとします。

- イ 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- ロ 管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。
- ハ 一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。
- ニ 一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

注：※1 「平成 19 年度以降に契約履行が完了した業務 I の実績」とは、以下のイ)、ロ)全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績（20 (4)参照。以下同じ）及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

イ)平成 19 年以降に契約履行が完了した設計業務実績

ロ)以下を満たす施設の設計業務実績

高さ 31m 超かつ延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の事務所を含む複合用途の建築物の建築設計及び設備設計業務

「事務所」とは、平成 21 年国土交通省告示十五号（以下、告示十五号という）別添二第四号とする。

「複合用途の建築物」とは事務所と他用途との複合建築物で床面積の 50%以上が事務所である建築物とする。

- ※2 「管理技術者」とは、「建築設計業務請負契約書」（詳細は、当機構 HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等について→建築設計業務請負契約書、を参照）第 15 条の定義による。
- ※3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。なお、意匠主任担当技術者は原則、設計の定例会議に毎回出席するものとする。
- ※4 分担業務分野の分類は下記による。なお、参加表明書及び技術提案書の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、別添 1（様式 5）に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしてなければならない。

なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしてなければならない。

分担業務分野	業務内容
意 匠	告示十五号別添一第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」のうち、「外構」を除いたもの
構 造	告示十五号別添一第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの
土 木	同上「総合」の「外構」のうち、仕様書（別添 3）の「土木」に係るもの
造 園	同上「総合」の「外構」のうち、仕様書（別添 3）の「造園」に係るもの

- ※5 業務Ⅱとは、以下のイ)、ロ)全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。
- イ)平成 19 年度以降に契約履行が完了した設計業務実績
- ロ)延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の事務所を含む建築物の設計業務
- 「事務所を含む建築物」とは、事務所単用途の建築物または事務所を含む複合用途の建築物を対象とする。
- ※6 建築士法による登録を行っているものであること。
- ※7 (社) 日本技術士会に登録を行っているものであること。
- ※8 (社) 建設コンサルタント協会に登録を行っているものであること。
- ※9 (社) 日本建築積算協会に登録を行っているものであること。

## 2 担当部署

〒163-1313 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー13F  
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部  
総務部経理課  
電話 03-5323-0469 F A X 03-5323-0638

## 3 実施手続き、資料の交付期間及び交付方法

### (1) 実施手続き

① 説明書の交付期間	平成 29 年 10 月 23 日 (月) ～平成 30 年 1 月 26 日 (金)
② 参加表明書の提出期限	平成 29 年 11 月 14 日 (火)
③ 選定結果通知日	平成 29 年 12 月中旬頃
④ 技術提案書の提出期限	平成 30 年 1 月 26 日 (金)
⑤ 特定結果通知日	平成 30 年 3 月上旬頃

### (2) 資料の交付期間及び交付方法

#### ① 交付の場合

交付期間：平成29年10月23日（月）から平成30年1月26日（金）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く、午後1時から午後4時まで）

なお、仕様書、別添図書については、予め交付希望日時を連絡し、「別紙-1 機密保持に関する確認書」に記名押印の上、持参してきた者のみ、交付する。

交付場所：〒163-1313 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー13F  
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部  
事業企画部設計企画課  
電話 03-5323-0503 F A X 03-5323-0989

#### ② 宅配便着払いにて送付の場合

申込書、機密保持に関する確認書を F A X にて下記の期間に送付し、申し込むこと。（書式については、独立行政法人都市再生機構ホームページに掲載されている掲示文を参照）（送料は交付申込者の負担とする。）

事業企画部設計企画課にて F A X 受領後、購入申込書を独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で説明書販売契約が成立するものとする。

コピーセンターは、F A X 受領後、3 営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、説明書が申込者に到着するように発送する。3 営業日を過ぎても説明書が到着しない場合は、事業企画部設計企画課に電話にて確認すること。

交付期間：3 (2) ① 交付場所に同じ。

申込先：独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部コピーセンター  
受託業者 株式会社ブルーホップ

送信先：F A X 03-5323-0989（注：事業企画部設計企画課の F A X 番号）

問合先：〒163-1313 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー13F

#### 4 参加表明書の作成方法及び提出期間

- (1) 作成方法  
 「参加表明書作成要領」(別添1)のとおりとします。
- (2) 提出期間、提出場所及び提出方法  
 提出期間：平成29年10月23日(月)から平成29年11月14日(火)まで  
 (土曜日、日曜日、祝日を除く、午後1時から午後4時まで)  
 提出場所：3(2)交付場所に同じ。  
 提出部数：2部(2部とも提出者の押印があるもの)  
 提出方法：担当者に事前に連絡し提出日時を調整の上、持参し担当者に手渡しすること。

#### 5 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

- (1) 参加表明書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは、以下のとおりである。  
 なお、資格及び業務の定義は、1(7)に準ずるものとし、また、配置予定技術者は1(7)に掲げる各要件を満たすものとする。

評価項目	評価の着眼点		配点	
		判断基準		小計
参加表明書の業務経歴及び技術力【30】	平成19年度以降に契約履行が完了した業務の実績	(様式3-A) ①業務Ⅰの実績を3件有する ②業務Ⅰの実績を2件、かつ業務Ⅱの実績を1件有する ③業務Ⅰの実績を1件、かつ業務Ⅱの実績を2件有する 業務Ⅰ、業務Ⅱ合わせて3件を上限として評価する。業務Ⅰについては、1件以上提出すること。	①18 ②16 ③14	18
	技術的能力	(様式2) ①一級建築士を10人以上、かつ構造設計一級建築士を5人以上、かつ設備設計一級建築士を機械、電気担当各2人以上有する ②一級建築士を10人以上、かつ構造設計一級建築士を3人以上、かつ設備設計一級建築士を機械、電気担当各1人以上有する ③一級建築士を5人以上、かつ構造設計一級建築士を1人以上、かつ設備設計一級建築士を機械、電気担当各1人以上有する。 ※複数の資格を有する者については、何れか1つの資格を資格保有者として記載すること。また、構造、電気設備、機械設備については再委託を可とするが、再委託をする場合の協力事務	①12 ②6 ③1	12

		所の資格者数は、本項目において評価しない。		
配置 予 定 技 術 者 の 技 術 力 【60】	管理技術者	<p>(様式4-A)</p> <p>以下の順で評価する。</p> <p>&lt;A&gt;</p> <p>①業務Ⅰの実績 ① 7</p> <p>②業務Ⅱの実績 ② 4</p> <p>業務Ⅰ、業務Ⅱ合わせて3件を上限として評価する。</p> <p>&lt;B&gt;</p> <p>上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。</p> <p>①管理技術者又はこれに準ずる立場 ① 1</p> <p>②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②0.5</p> <p>③担当技術者又はこれに準ずる立場 ③0.25</p> <p>&lt;A&gt;×&lt;B&gt;の総計を評価点とする。</p>	21	60
	主任担当技術者	<p>(様式4-B)</p> <p>以下を評価する。</p> <p>&lt;A&gt;</p> <p>①意匠の業務Ⅱの実績 ① 5</p> <p>3件を上限として評価する。</p> <p>&lt;B&gt;</p> <p>上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。</p> <p>①管理技術者又はこれに準ずる立場 ① 1</p> <p>②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 1</p> <p>③担当技術者又はこれに準ずる立場 ③0.25</p> <p>&lt;A&gt;×&lt;B&gt;の総計を評価点とする。</p>	15	
	構造	<p>(様式4-B)</p> <p>以下を評価する。</p> <p>&lt;A&gt;</p> <p>①構造の業務Ⅱの実績 ① 4</p> <p>3件を上限として評価する。</p> <p>&lt;B&gt;</p> <p>上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。</p> <p>①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ① 1</p> <p>②担当技術者又はこれに準ずる立場 ②0.25</p> <p>&lt;A&gt;×&lt;B&gt;の総計を評価点とする。</p>	12	



	電気	(様式4-B) 以下を評価する。 <A> ①電気設備の業務Ⅱの実績 2件を上限として評価する。 <B> 上記に加え、実績の立場を下記の順で 評価する。 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立 場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場 <A>×<B>の総計を評価点とす る。	① 3  ① 1 ②0.25	6	
	機械	(様式4-B) 以下を評価する。 <A> ①機械設備の業務Ⅱの実績 2件を上限として評価する。 <B> 上記に加え、実績の立場を下記の順で 評価する。 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立 場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場 <A>×<B>の総計を評価点とす る。	① 3  ① 1 ②0.25	6	
業 務 の 実 施 体 制 【10】	(様式7)	建築物の規模、構成及び業務の内容等を考慮し、具体的かつ 設計工程に配慮した実現性の高い体制の提案がなされた場 合には特に評価します。 また、以下に該当する場合には選定しない場合があります。 イ 業務の品質確保のために必要となる実施体制及び人員 が確保されておらず、業務の履行が十分になされないお それがある場合 ロ 業務配置予定技術者の業務分担構成が不明確又は不自 然な場合		10	10

## 6 選定・非選定理由に関する事項

### (1) 技術提案書の提出者の選定数

参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点の高いものから、基準を満たす参加表明者が5者以上の場合は、技術提案書の提出者として5者程度、基準を満たす参加表明者が5者未満の場合は当該者数を選定します。ただし、同評価の提出者が5者を越えて存在する場合はこの限りではありません。

通知日：平成29年12月中旬頃

- (2) 技術提案書の提出者として選定された者には、書面により通知します。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を同じく書面により通知します。
- (3) 上記(2)の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）を持参することにより、契約担当役に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- ① 受付場所：3(2)交付場所に同じ。
- ② 受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後4時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く。）
- (4) 上記(3)の非選定理由についての回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含む。）以内に、書面により行います。

## 7 技術提案書の留意事項

- (1) 提出方法  
「技術提案書作成要領」（別添2）のとおりとします。
- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法  
提出期限：平成29年12月11日（月）から平成30年1月26日（金）まで  
（土曜日、日曜日、祝日を除く、午後1時から午後4時まで）  
提出場所：3(2)交付場所に同じ。  
提出部数：2部（2部とも提出者の押印があるもの）と併せて、ヒアリング用CDデータ（PDF形式のもので1ファイルとします）  
提出方法：担当者に事前に連絡し提出日時を調整の上、持参し担当者に手渡しすることとします。

## 8 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは、以下のとおりである。

評価項目	評価の着眼点		配点	
		判断基準		小計
技術者の経験及び能力【15】	業務Ⅰ、業務Ⅱの実績	5(1)での「配置予定技術者の技術力」の評価点×1/4	15	15
過去の実績の技術的評価【15】 (様式10-1)	管理技術者、主任担当技術者について実績の写真、図面、諸元、携わった立場、受賞歴、ヒアリング等を基に判断する※10		15	15
業務実施計画【5】 (様式10-2)	動員計画・工程計画の妥当性		5	5
業務の実施方針【20】 (様式10-3) ※13	業務の理解度及び取組意欲※11		5	20
	設計体制の整備と設計スケジュール管理等の考え方※12		5	
	性能と設計の品質確保の考え方		5	
	建設のコスト縮減及び工事工期短縮のための考え方		5	

技術提案を求め るテーマ【45】(様 式 11) ※14	[テーマ 1] 【15】	的確性	5	15
		独創性	5	
		実現性	5	
	[テーマ 2] 【15】	的確性	5	15
		独創性	5	
		実現性	5	
	[テーマ 3] 【15】	的確性	5	15
		独創性	5	
		実現性	5	

[テーマ 1] 青山通り沿道の立地特性を踏まえた外観デザインの考え方の提案

主な評価の視点

- ・青山通り沿道の建物の特徴及び分析
- ・複合用途建築物としての外観デザインの考え方
- ・上記二点を踏まえ、具体的な外観デザインのイメージ

[テーマ 2] 最適な複合用途建築物の空間構成の考え方の提案

主な評価の視点

- ・区分所有建物における平面的、断面的な用途構成の考え方及び建物内部の動線計画の考え方
- ・事務所及び共同住宅の平面計画の考え方
- ・事務所と共同住宅を合理的に構築する構造計画の考え方

[テーマ 3] 事業性を考慮した建築計画の考え方の提案

主な評価の視点

- ・計画地にふさわしい建物性能の考え方
- ・建設コスト、ランニングコストを踏まえた建築計画の考え方
- ・長期的にテナント需要が見込める建築計画の考え方

※10 過去の実績について、管理技術者、主任担当技術者（意匠）の代表となる過去の実績を2件ずつ挙げてください。なお、業務Ⅰ、業務Ⅱとの類似性は問いませんが、類似用途の過去の実績をより評価します。

提出資料には、配置図、主要平面図、外観写真、内観写真各一点、物件概要、諸元データ、実績の立場（管理技術者又はこれに準ずる立場、主任担当技術者又はこれに準ずる立場、担当技術者を記載）、物件の受賞歴（物件が同時に複数受賞している場合は、全ての受賞歴を記載）、実績から本計画へ活かせる事を記載して下さい。なお、様式 10-1 には、提出者を特定する事ができる記述（具体的な社名や実績の名称等）は記入しない事とします。

過去に携わった建築関係建設コンサルタント業務のうち、受賞歴があるものについて、賞の名称、受賞年月、施設用途及び規模・構造を記載して下さい。なお、対象施設が完成していない場合（設計競技の入選（佳作を含む。）作品等を含む。）も対象とします。技術提案書の提出時に技術者の受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付して下さい。

※11 主な評価の視点

- ・別添7別紙図書1を基にした事業特性の把握
- ・事業内容を理解した具体的な設計体制の整備
- ・事業者が意思決定する際の、意匠担当者の具体的なサポート及び対応方法

- ※12 主な評価の視点
  - ・別添7別紙図書1を基にした業務フェーズごとの決定事項の設定
  - ・適切な設計工期の設定
  - ・不測の事態が発生した場合のスケジュール上の対応策
- ※13 20(11)による仕様書に反映することが可能な提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して評価します。
- ※14 技術提案を求めるテーマは、上記の記載内容について、的確性、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性を考慮して5段階で評価します。

## 9 ヒアリング

- (1) 以下のとおりヒアリングを行います。

実施場所：独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部  
実施日：平成30年2月1日（木）  
予備日：平成30年2月2日（金）  
出席者：配置予定の管理技術者又は意匠主任担当技術者

  - ① 上記に示す実施日に配置予定の管理技術者又は意匠主任担当技術者の都合が合わない場合は、平成29年12月18日（月）までに当機構と協議のうえ、予備日に変更できるものとします。
  - ② ヒアリングでは技術提案の内容について、質疑応答を行います。
  - ③ ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めません。
- (2) ヒアリングの日時、会場、留意事項等は、技術提案書の提出者の選定時に通知します。
- (3) ヒアリングについては、当機構の都合により、日時、場所の変更、実施の中止をする場合があります。

## 10 特定・非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者特定します。技術提案書を特定した者には、書面により通知します。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を同じく書面により通知します。
- (2) 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）を持参することにより、契約担当役に対して非特定理由について説明を求めることができます。
  - ① 受付場所：3(2)交付場所に同じ。
  - ② 受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後4時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く）
  - ③ 提出方法：あらかじめ提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）に、書面により行います。
- (4) 通知については、平成30年3月上旬頃予定です。

## 11 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けた者は、以下により質問書を提出することができます。提出された質問に関する回答は技術提案書の提出者として選定された者に交付します。
  - ①技術提案書に関する質問は、(別添2様式12)の書面と併せて、CDデータ(Microsoft Word 2010形式以下のもの)提出をすることとします。
  - ②技術提案書に関する質問がない場合は、質問書の提出は不要とします。
  - ③質問書を提出する場合は、必ず持参することとします。電送又は郵送によるものは受け付けません。
  - ④当機構より質問書の提出者に対して、質問書の内容について確認する場合があります。
  - ⑤受付場所：3(2)交付場所に同じ。
  - ⑥受付日時：平成29年12月20日(水)午後1時から午後4時まで
  - ⑦回答交付日時：平成30年1月9日(火)から平成30年1月16日(火)(土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後4時まで。(ただし、正午から午後1時の間は除く))なお、事前協議等の状況により、閲覧のみの回答資料がある場合があります。
  - ⑧回答交付場所：3(2)交付場所に同じ。(担当者に事前に連絡し、受領日時を調整することとします。)
- (2) 質問書の提出にあたっては、質問項目に業者名(過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。)を記載しないこととします。このような質問があった場合には、その者の参加表明書及び技術提案書を無効とする場合があります。

## 12 追加資料の交付及び閲覧について

技術提案書作成にあたって、追加資料がある場合、参加表明書の提出者に対して、以下の日時に交付又は閲覧します。

交付期間：平成29年11月14日(火)午後1時から午後4時まで

交付場所：3(2)交付場所に同じ。

## 13 業務量の目安について

本業務の業務量の目安は、11(1)⑦の質問に関する回答交付時に閲覧できるものとします。

## 14 入札(見積)及び契約について

技術提案書を特定されたものは、入札(見積)書における金額(消費税及び地方消費税を含みません。以下同じ。)が、独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号)第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である場合、技術提案書を特定された者を落札者としてします。

その他の事項は、入札(見積)心得書によるものとします。入札(見積)心得書は、都市再生機構HP(<http://www.ur-net.go.jp>)に掲載しています。

## 15 手続き開始の公示(写)

「公募プロポーザル方式に係る手続き開始の公示(写)」(別添4)、「競争参加者の資格に関する公示(写)」(別添5)のとおりとします。

## 16 契約書

「建築設計業務請負契約書(案)」は、都市再生機構HP (<http://www.ur-net.go.jp>) に掲載しています。

## 17 契約書作成の要否 要

## 18 支払条件

前金払い 有 (30%以内)、一部完成払及び完成払

## 19 苦情申し立てに関する事項

本手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続き」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理検討委員会事務局 電話 03-5253-2111(内 45245))に対して苦情を申し立てることができます。

## 20 その他の留意事項

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約保証金 納付
- (3) 1(7)①イ(ロ)に掲げる認定を受けていない単体企業又は1(7)①ロに掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの(一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)も参加表明書を提出することができますが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければなりません。
- (4) 業務Ⅰ、業務Ⅱの実績については、日本国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所(1業務の概要(7)資格要件及び選定基準①イ(ロ)の参加資格が記載する本店所在地)を有する建設コンサルタント等にあつては、国内における業務Ⅰ、業務Ⅱの実績をもって判断するものとします。
- (5) 本業務を受注した建設コンサルタント(設計共同体の各構成員、再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。)及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面等において関連がある製造業者又は建設業者は、本業務に係る建設工事の受注資格を失います。
- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとします。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とします。
- (8) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合(PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。)には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがあります。

また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とします。

  - ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
  - ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
  - ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合

- ・白紙である場合
  - ・説明書に指示された項目を満たしていない場合
  - ・発注者名に誤りがある場合
  - ・発注案件名に誤りがある場合
  - ・提出業者名に誤りがある場合
  - ・その他、未提出又は不備がある場合
- (9) 参加表明書及び技術提案書の取扱い
- ① 提出された参加表明書及び技術提案書を、当機構の了解なく公表、使用してはならないこととします。
  - ② 提出された参加表明書は返却しないものとします。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
  - ③ 特定されなかった場合は、提出時に返却を希望した者に限り技術提案書を返却します。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。ただし、技術提案書の提出者の選定又は技術提案書の特定を行う場合に、必要な範囲において複製することがあります。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとします。
- (10) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めないこととします。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとします。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならないこととします。
- (11) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書に反映するものとします。ただし、当機構からの指示及び当機構との協議を優先して業務を実施するものとします。
- (12) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがあります。
- (13) 技術提案書作成のために当機構より受領した資料は、当機構の許可なく公表、使用してはなりません。
- (14) 本業務の受注者が契約履行中に業務内容の変更を行うこととなった場合、1 (3)の一部業務の取止め及びこれに伴う契約金額の変更を行うことがあります。
- (15) 本業務の活動において知り得た情報等について、個人のプライバシー及び非公開とされた情報については、第三者にこれを公表してはなりません。既に取得している特許等の知的所有権については、それを尊重し、いかなる侵害も起こさないように努めるものとします。本業務により発生する特許等の知的所有権の申請・保有等の取り扱いについては、当機構との協議により決定するものとします。
- (16) 本業務において、手続きに参加する者が当機構の関係法人1者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施します。
- (17) 情報公表の拡大
- 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。
- これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願い

いたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけず相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ・当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ・当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ・当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ・当機構との間の取引高
- ・総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満、又は3分の2以上
- ・1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- ・契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ・直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(18) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
- ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(19) 本業務は、今後、関係者間で協議を行う予定である。そのため、関係者協議や当機構の都合により契約締結時期や履行期間の変更、業務内容の変更、契約の中止を行う場合がある。

以上



平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
 本部長 田中 伸和 殿

(住 所)

(会社名)

(代表者名)

印

## 機密保持に関する確認書

当社は、「青山通り計画施設建築物基本設計等業務」への参加検討のため、貴機構より開示される対象施設の詳細情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

1. 当社は、貴機構より開示される詳細情報に関する資料、図面、データその他の情報及び資料（以下「秘密情報」といいます。）について、その秘密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
2. 当社は秘密情報を本件業務参加検討以外の目的には使用しません。また、本確認書の存在及び内容に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても秘密情報として扱い、本確認書に定める秘密保持義務を負うものとします。
3. 当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして秘密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合についてはこの限りではありません。
  - イ 司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続、指導、要求等により機密情報の開示を請求された場合
  - ロ 本件調査のために必要な当社及び当社の関連会社の役員及び従業員、本件調査に必要な保険、融資又は信託設定の依頼先、並びに弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士及び設計会社・調査会社等の専門家に対し、本確認書と同等の秘密保持義務を課した上で秘密情報を開示する場合
4. 次に記載する情報については、本確認書に定める秘密情報に該当しないものとします。
  - イ 貴機構により開示された時点で、既に公知の情報
  - ロ 貴機構により開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報
  - ハ 貴機構に対して秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報
5. 当社は、本件業務参加検討が終了した場合又は本件業務参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとします。
6. 当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。
7. 当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

(ご担当者様のご連絡先)

御部署

御氏名

tel) \_\_\_\_\_ fax) \_\_\_\_\_

※本書面の押印については、実印もしくは当機構に届出をしている使用印を用いることとし、印鑑証明書（提出日の3か月以内発行）もしくは届出書類の写しを添付すること